　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 県中発第　７６ 　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和４年１０月　１日

埼玉県中学校長会　会員 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県中学校長会　会長　　宮尾　　孝

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　同進路指導部　　　部長　　鈴木　香織

令和５年度高等学校等の生徒募集にかかわる関係事務について

このことについて、昨年度までに確認した事項、今年度これまでに本部役員会、常任理事・理事会等で合意に至った事項を「Ｑ＆Ａ」形式にして、下記のとおりお知らせいたします。

　　　 なお、この内容は埼玉県中学校長会の指針ですが、最終判断、最終責任は各校長にあることに留意して、各学校で適正な進路指導がなされますようお願いいたします。

記

Ⅰ　入試相談・打合せ等について

|  |
| --- |
| Ｑ１：高等学校等の開催する学校説明会に教員を派遣してよいか。 |

Ａ１：望ましい進路指導が行われるよう説明会等に教員を積極的に派遣し、適切な情報を把握するよう配慮してください。

なお、入試業務に関する旅費は県（市）で予算措置がされており、学校配当旅費の中に含まれています。

|  |
| --- |
| Ｑ２：中学校は、高等学校等と生徒一人一人の進路相談を行ってよいか。 |

Ａ２：生徒の進路実現のために、積極的に高等学校に出向くなど、進路情報の収集を行ってください。その際、生徒の希望や能力、適性を探るマッチングに関する情報交換は県が進めている「自分を活かす」進路選択を支援するために重要なことです。

進路相談は、原則として１２月１５日の「進路打合せ」開始日以降に行い、その「進路打合せ」の中で、全体的な合否ライン等について話し合ってもよいが、個々の生徒の入学の内定などを求めるものではないことなどに留意することが必要です。

|  |
| --- |
| Ｑ３：私立高等学校から、１２月１５日以前に志願希望者の人数や氏名の報告を求められた場合に、どのように対応したらよいか。 |

Ａ３：１２月１５日以前でも、あくまでもその時点での状況として、志願希望者の人数や氏名を知らせてもかまいません。

|  |
| --- |
| Ｑ４：私立高等学校から、出願前に各入試の基準を満たしている者の人数を求められた場合に知らせてもよいか。 |

Ａ４：知らせてもかまいません。

|  |
| --- |
| Ｑ５：都内のある私立高等学校は、入試相談に教員が出席しない場合には、その学校の生徒が不利になると公言しています。このような場合には、どのように対応したらよいか。 |

Ａ５：都内の私立高等学校の一部では、上記のような例があると聞いています。「入試相談」に職員を派遣できないことで生徒が不利になることは容認できないことであり、管理職間で連絡を取り、埼玉県の実態に御理解いただける場合がほとんどですが、無理な場合は至急、県中学校長会に連絡をお願いします。

|  |
| --- |
| Ｑ６：ある県公立高等学校の部活動顧問から、中学校の顧問宛に体験入部の通知が送られてきた。どのように対応したらよいか。 |

Ａ６：県公立高等学校からの体験入部の通知は、高等学校長から中学校長宛の文書として発出するようお願いしてあります。通知を受けた中学校顧問は、まず中学校長に報告をし、報告を受けた校長は該当高等学校長に連絡し、適切な対応をお願いしてください。

　　　　また、県公立高等学校において中学校３年生を対象とする体験入部の実施は、夏季休業までとなっていますが、学校説明会における部活動見学は、その限りではありません。

　　　　なお、私立高等学校においてはこの範囲ではないので個別の対応が必要です。

|  |
| --- |
| Ｑ７：ある専門学校の説明会に教員を派遣したところ、説明資料の封筒に「御車代」として現金が入っていたとの報告を受けた。どのように対処したらよいか。 |

Ａ７：出張として派遣しており、いかなる現金（金券）も受け取れません。

Ⅱ　入試事務・調査書等について

|  |
| --- |
| Ｑ８：高等学校から、調査書以外に通知表、通知書、公的テストの結果等の提出を求められた場合、  どのように対応したらよいか。 |

Ａ８：通知表、通知書、公的テストの結果等を中学校が入試の資料として高等学校に提供することはできません。通知表・通知書は学校が保護者や生徒に対して通知するものであり、他へ提供することは個人情報流出の疑いもあります。

|  |
| --- |
| Ｑ９：保護者から、「志望する私立高等学校から通知表・通知書の提出を求められたので提出してもよいか」と問い合わせがあった場合に、どのように対応したらよいか。 |

Ａ９：通知表・通知書は、学校から保護者や生徒に対して通知するものであり、高等学校に提出する性格のものではありません。しかし、提出の可否については、最終的には保護者の判断になります。

|  |
| --- |
| Ｑ10：実施要項には「中学校長は、『成績及び諸活動等の記録通知書』を作成し令和５年２月１日（水）までに、志願者の保護者に通知すること」とありますが、いつごろがよいか。また、どのように通知したらよいか。 |

Ａ10：出欠の記録を含む正式な「成績及び諸活動等の記録通知書」については、１２月末の最終授業日から２月１日（水）までに通知することが考えられます。

　ただし、進路選択に資するという観点から、確定した評定などをこれ以前に保護者等に知らせることは差し支えありません。

|  |
| --- |
| Ｑ11：私立高等学校等へ、「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」を提出してよいか。 |

Ａ11：私立高等学校等では県公立高等学校の調査書と同じものを入試の資料としている場合も多く、求められたら志願者のいる私立高等学校等に送付して問題ありません。

|  |
| --- |
| Ｑ12：１２月１５日に｢調査書｣の評定の記録を求める高等学校も多いが、どのように対応したらよいか。 |

Ａ12：関東の多くの私立高等学校では１２月１５日が進路打合せの開始日となっており、受験希望者の資格確認のため評定等の記録を求められることもあります。

　各中学校においては、生徒の不利益とならないよう、余裕を持って評定等の決定を行い、１２月１５日に間に合うよう必要に応じて生徒・保護者へ伝えてください。

　生徒・保護者への伝え方については、各学校の判断によるところですが、参考例を別紙に示します。ただし、これはあくまでも生徒や保護者の求めに応じて生徒や保護者に伝えるものです。

Ⅲ　進路指導全般について

|  |
| --- |
| Ｑ13：公的テストの偏差値を活用して、生徒・保護者との進路指導を行ってよいか。 |

Ａ13：公的テストの偏差値を進路指導の一資料とすることは問題ありません。ただし、偏差値は「自分を活かす」高等学校選択をするために、生徒が自分の学力を把握するための資料であり、偏差値によって高等学校を選択するなど輪切りの進路指導にならないように留意する必要があります。

|  |
| --- |
| Ｑ14：生徒が個人的に受けた業者テストの結果を、中学校での進路相談などに活用してもよいか。 |

Ａ14：生徒の進路・学校選択について中学校で相談したり、支援したりする際には、多くの客観的な資料を用いることが必要であり、業者テストや校外での様々な資格試験等の結果を活用することは問題ありません。

　　　　ただし、業者テスト等はすべての生徒が受けているわけではないことを踏まえ、活用にあたっては、保護者の了解等を得るなどの配慮が必要です。

　なお、業者テストの結果を高等学校等に提供することは、平成５年の文部事務次官通知に抵触するためできません。

|  |
| --- |
| Ｑ15：公的テストの結果を高等学校から求められた場合、提供してよいか。 |

Ａ15：公的テストの結果を高等学校に提供することは、平成５年の文部事務次官通知に抵触するので認められません。

|  |
| --- |
| Ｑ16：県公立高等学校入学者選抜における学力検査得点を中学校が活用するにあたって、どのような方策が考えられるか。 |

Ａ16：地区の中学校長会等が、個人情報の取扱いに留意しながら、学力検査得点の情報等を持ち寄って、集約・分析し、翌年度以降の各校の進路指導に活用することなどが考えられます。

|  |
| --- |
| Ｑ17：進路指導に関する中高の連携はこれまでも進めてきているが、今後、どのように推進していったらよいか。 |

Ａ17：すでに連携を進めている学校も多いが、まだ高等学校との連携に消極的な中学校もあります。中学校が県立高等学校等へ足を運んだ際には、十分に対応するとの県教委（県立学校部）からの回答もあり、普段、接点が少ない専門学科の状況を普通科以上に理解したり、将来の職業観を見すえた「キャリア教育」の視点で高等学校と連携するなど、早い段階から進学指導にとどまらない進路指導を推進してください。

〈補足〉

|  |
| --- |
| 「埼玉県中学校進路指導・キャリア教育指導資料」（平成２８年３月に埼玉県教育委員会から各学校に配布）の３８ページから記載されている「Ⅳ　中学校における進路指導・キャリア教育についてのＱ＆Ａ」についても、十分な教職員への周知をお願いします。 |

　Q１２　の　参考例

※生徒・保護者から学校長へ

調査書等の評定の事前通知希望願

　高校等の出願のため、下記の資料が必要となりますので、対応をお願いします。

　なお、通知された情報については当該高校との入試相談以外には使用しません。

　　3年　 組 　番　生徒氏名　　　　　　　　　　　保護者氏名　　　　　　　　印

記

１　対象学校名

２　必要な資料

|  |
| --- |
|  |

※学校長から生徒・保護者　様へ

調査書等の評定について（通知）

　 対象生徒　３年　組　番　男・女　　生徒氏名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | ３科 | ５科 | ９科 | 国語 | 社会 | 数学 | 理科 | 音楽 | 美術 | 技家 | 保体 | 外国語 |
| 通知表  ３年２学期 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 調  査  書 | １年 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２年 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３年 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他 | |  | | | | | | | | | | | |

　　調査書等の評定については上記の通りです。

　　　　 令和　　年　　　月　　　日

　　　　　　○○立○○中学校 校長　○○○○（参考）

|  |
| --- |
| 高等学校入学者選抜について（通知）  　　　　（文初高第２４３号　平成５年２月２２日　 文部事務次官　　坂元　弘直）  ※一部抜粋  ３　業者テストの偏差値を用いない入学者選抜の改善について  （１）高等学校の入学者選抜は公教育としてふさわしい適切な資料に基づいて行われるべきものであり業者テストの結果を資料として用いた入学者の選抜が行われることがあってはならないこと。  　　　また，中学校における進路指導は日ごろの学習成績や活動の状況等による生徒の能力・適性，興味・関心等に基づき総合的に行われるべきものであり，業者テストによる偏差値等に依存した進路指導は行わないこと。  （２）入学者選抜に関し一切，中学校にあっては，業者テストの結果を高等学校に提供しないよう，また，高等学校にあっては，業者テストや学習塾の実施するテストの偏差値の提供を中学校に求めないよう，平成６年度入学者選抜から直ちに改善すること。  　　　さらに，高等学校は，業者テストの実施者はもとより，学習塾に対しても資料の提供を求めたり保護者や生徒から業者テストの偏差値等を求めたりするようなこともあってはならず，併せて直ちに改善すること。  （３）中学校は業者テストの実施に関与することは厳に慎むべきであり，授業時間中及び教職員の勤務時間中に業者テストを実施してはならないし，また，教職員は業者テストの費用の徴収や監督，問題作成や採点に携わることがあってはならないこと。そのため，学校の管理運営及び教職員の服務の適正が図られるよう直ちに改善すること。  　　　また，業者テストの偏差値等に依存して，中学校において生徒の適性や希望などを無視して生徒が志望する高等学校を受験させないよう指導したりすることがないよう，直ちに改善すること。  （４）公益法人や校長会の行うテストについては，学校が連携協力して問題作成や採点に携わるなどそれぞれの学校が教育活動として行う性質のものであれば，一つの方策であるが，このようなテストも進路指導の一参考資料を得るために行うものであり，選抜の資料として用いられるべきものではなく，高等学校に対しその結果の提供を行うものであってはならないこと。  　　　また，学校が連携協力して問題作成や採点に携わるなどそれぞれの学校が教育活動として行う性質のものでない限り，中学校が授業時間中や教職員の勤務時間中にテストを実施するなどその実施に関与することは厳に慎むべきであること。  　　　これらの点について，直ちに改善すること。 |